

令和5年4月19日

一般社団法人日本エステティック工業会  
会 員 各 位

一般社団法人日本エステティック工業会  
理事長 瀧川 睦子  
(公印省略)

## 高密度焦点式超音波（HIFU）による施術の即時中止のお願い

拝啓

時下ますますご清祥の段、お慶び申し上げます。  
平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、令和5年3月29日、消費者庁 消費者安全調査委員会より、「エステサロン等でのHIFU（ハイフ）による事故」調査報告書あり、エステティックサロンでのHIFU施術が人体に危害を及ぼすリスクが高い事から、会員並びに関係者の皆様には「注意喚起」と「使用禁止」の周知の徹底をお願いしてまいりました。

エステティック業界としても、2017年の国民生活センターによる注意喚起に基づいてHIFU施術の危険性について事業者にHIFU施術の自粛を依頼してまいりましたが、一部のサロンにおいて、未だにHIFU施術が行われているとの報告を受け、4月19日付けで、特定非営利活動法人日本エステティック機構（理事長：福士政広）ならびに一般社団法人日本エステティック振興協議会（理事長：瀧川睦子）より、高密度焦点超音波（HIFU）による施術の即時中止のお願いが発信されました。

当工業会として、機構・協議会から発表されました「**高密度焦点式超音波（HIFU）による施術の即時中止のお願い**」について賛同すると同時に、自社のカタログ・ホームページ・SNS等の広告物の再確認についてお願いを通知させていただいており、また会員の皆様から「広告物に関する景表法・薬機法 誓約書」のご提出を頂いております。

しかしながら美容機器メーカーによる、展示会、SNS等でも「ハイフに代わる」「ハイフよりも・・・」等の表現を用いた広告が目につくようになり、「ハイフ」「HIFU」という表現を用いることで、いわゆる「ハイフ」と誤認、「ハイフ」より優れていると、消費者に誤認を与え「優良誤認」になりかねない可能性がありますので、引き続き「注意喚起」と「使用の禁止」のご協力を申し上げます。

またサロン経営者の皆様には以下の発信がなされています。

HIFU 施術を中止する場合、現在 HIFU 施術のコースを契約締結している場合は、お客様に HIFU 施術が人体に危害を及ぼす危険性がある旨のご説明した上で他の HIFU を使用しない施術のコースに変更していただくようお願いして下さい。

もしお客様がコース内容の変更に応じていただかずコースの解約を希望された場合は、速やかに解約に応じていただくようお願い申し上げます。

なお「HIFU」と名称が異なる場合においても、HIFU と同種の機器であれば、同様に施術中止の対応をして頂くようお願い申し上げます。

今後、エステティックサロン事業者の皆さまが今回の HIFU 施術の即時中止の要請に応じて頂けず、実際に消費者の皆さまに被害を発生させた場合には、施術サロンのみならずエステティック業界全体への消費者の信頼が著しく損なわれることとなります。

そのような事態が生じないよう、そしてこれ以上の消費者被害を拡大させないためにも、是非ともご協力をお願い申し上げる次第です。

各位におかれましては、エステティック産業の健全な発展及び消費者保護に引き続きご協力を賜りたく存じます。

敬具